

# 市川市における平和啓発事業の推進に 関する報告書

令和5年3月

市川市平和啓発事業検討協議会

はじめに

市川市では、「核兵器廃絶平和都市宣言」(昭和 59 年)の趣旨を実現するため、毎年様々な平和啓発事業を行っており、近年は、啓発効果の高い事業を行おうと、例年とは違った事業の実施に取り組んでいる。また、ウクライナ情勢もあり、人々の平和への関心が高まっており、平和啓発の意義は大きくなっている。

このような中、本協議会は、市川市の平和啓発事業を推進するため、令和 4 年 8 月から開催された。私たち委員は、平和に関する活動や研究、教育現場で培った経験をもとに、市の平和啓発事業は、戦争の悲惨さを伝えるだけではなく、私たち自身の問題として今後恒久平和の確立のため、何をすればよいか考えられるようなものにしていかなければならない、という思いで意見交換を行ってきた。

この報告書は、市川市が、より啓発効果の高い、多様な平和啓発事業を行う一助となるよう、本協議会の意見を取りまとめたものである。

市民の 8 割以上の方が戦争を知らない世代となっている中、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを忘れないためにも、市民と行政が一体となり、次世代に戦争・核兵器の恐ろしさを語り継ぎ、戦争を再び繰り返さないよう、市川市の平和啓発事業が一層充実し、より多くの方々に平和について考えていただけるものとなることを委員一同、切に望むものである。

座長 川久保文紀  
委員 児玉三智子  
委員 高瀬一男  
委員 田中正文  
委員 吉崎晴子

## 目 次

1	市が実施する平和啓発事業の在り方について.....	1
2	平和啓発事業全般について .....	1
3	長崎派遣事業について .....	2
4	平和寄席について.....	3
5	新たな平和啓発事業の実施について .....	4

### (参考資料)

市川市平和啓発事業検討協議会委員名簿 .....	5
市川市平和啓発事業検討協議会の運営に関する要綱.....	6

## 1 市が実施する平和啓発事業の在り方について

平和には人それぞれの考え方や捉え方があるため、市が実施する平和啓発事業は、特定の個人や特定の団体の主張を伝えるのではなく、中立性を保ち、戦争や被爆に関する歴史的な事実を客観的に伝えることを念頭において、平和の大切さを考えるきっかけとなる機会を提供していくことが望ましい。

## 2 平和啓発事業全般について

平和意識の高揚を図ることは、平和な社会を作るために不可欠である。

市川市は、「核兵器廃絶平和都市宣言」のもと、平和啓発事業を通して幅広い年代の方々に、戦争の悲惨さ、平和の大切さを訴えているが、とりわけ次世代に継承していくことが重要である。そのため、特に、将来を担う子どもたちへの啓発に力を注がりたい。

日本は先の戦争で悲惨な経験をし、平和の大切さを身をもって体験しているが、戦争には被害者、加害者それぞれの立場があることを踏まえ、戦争の実相を伝えられたい。

なお、本報告書における実施可能な意見については、予算を伴うものは令和6年度から実施するよう努め、予算を伴わないものは、出来る限り令和5年度から実施されたい。

### 3 長崎派遣事業について

#### 【協議会の意見】

中学校内で派遣の学習成果が継承されない学年が生じないように、5年ごとに実施している中学生長崎派遣事業の実施間隔を短くされたい。

#### 【現 状】

市川市では、終戦の周年事業として、5年に一度、市内中学生16名を8月に被爆地長崎市で開催される「青少年ピースフォーラム」に派遣し、全国の青少年との交流を通じて、被爆の実相と平和の大切さを学び、その学習成果を在籍中学校や市民に発表し、被爆の記憶を継承している。

#### 【現状に対する評価】

本事業は、平和の大切さを広く伝えるうえで、大変意義のある事業であるが、5年に一度という実施状況から、中学校内で、派遣された生徒の学習成果が継承されない生徒が2年間生じることとなっており、次世代への継承をより確かなものとするため、毎年派遣することが望ましい。毎年の派遣が困難であれば、少なくとも3年に一度の実施とすることで、中学校内で派遣学習の成果を継承していく必要がある。

加えて、当初実施を予定していた令和2年度の派遣が、コロナ禍により実施できなかつたため、早期の再開が求められることから、実施間隔の短縮に積極的に取り組まれるよう望む。

なお、派遣事業にかかる費用が、他の事業と比較し高額であるため、事業費の捻出については、平和寄席の隔年実施、クラウドファンディングの実施、現在5年ごとに行っている16人の派遣を毎年の派遣とする場合は半数ずつの派遣とすることが考えられる。

さらに、本事業は派遣された後が重要であり、派遣された生徒が、市川市にどのような行動・提言ができるのか、話し合う機会を作ることが望ましい。



## 4 平和寄席について

### 【協議会の意見】

参加者の年齢層が高い平和寄席を、幅広い世代が参加するイベントにされたい。

### 【現 状】

平和寄席は、平成6年度から毎年実施している落語を中心としたイベントで、笑いを通じて、多くの方に平和を考えてもらうきっかけとしている。

市民に親しまれ、平和啓発イベントとして定着し、毎年多くの方が参加しており、参加者のアンケート結果では、多くの参加者が「平和寄席を通じて平和の大切さを感じることができた」と回答している。

### 【現状に対する評価】

市民に大変人気のあるイベントであるが、高齢者層の参加が多く年齢層に偏りがあり、啓発効果が限定的であることから、事業費が平和啓発事業全体において突出して高額である平和寄席をこのまま実施することには、疑問がある。

そのため、平和寄席の内容を見直し、高齢者の方だけではなく若年層が集まるようなイベントとなるよう工夫が必要であると思われる。

また、平和寄席の会場で、中学生の長崎派遣事業のための募金を呼びかけることで、平和寄席に参加している人も市の平和啓発事業に協力しているという意識を持つことができる。

## 5 新たな平和啓発事業の実施について

- ・ 市民がより身近に、戦争や平和を感じられるよう、市内各地域の公民館などで草の根的な展示会を実施されたい。その際、広報紙や市公式 Web サイトでの周知だけでなく、地域の掲示板や回覧版、地域新聞等を利用した周知をされたい。
- ・ 市民団体や個人、企業からなる実行委員会を立ち上げ、1年間実施してきた平和啓発事業の成果を報告し、各年度のまとめとなるようなイベントについて他市の例を参考に検討されたい。

## 市川市平和啓発事業検討協議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	区 分	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	中央学院大学教授	川久保 文紀 (かわくぼ ふみのり)
2	平和の啓発に関し知識と理解のある者	市川被爆者の会会長	児玉 三智子 (こだま みちこ)
3	学校教育関係者	市川市退職校長会 (元市川市立小学校長)	高瀬 一男 (たかせ かずお)
4	平和の啓発に関し知識と理解のある者	一般社団法人市川市平和教育推進会議代表理事	田中 正文 (たなか まさふみ)
5	平和の啓発に関し知識と理解のある者	認定特定非営利活動法人市川市ユネスコ協会名誉顧問	吉崎 晴子 (よしざき はるこ)

任期：令和4年8月30日～令和5年3月31日



## 市川市平和啓発事業検討協議会の運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の平和啓発事業を推進することを目的として開催する市川市平和啓発事業検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見交換事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 中立的な平和啓発事業の在り方に関すること。
- (2) 本市の平和啓発事業の現状及び推進に関すること。
- (3) 新たな平和啓発事業に関すること。
- (4) その他本市の平和啓発事業に関すること。

### (開催等)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

2 市長は、前項の規定により開催する協議会に、次に掲げる者の出席を依頼するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他平和の啓発に関し知識と理解のある者

### (協議会の進行)

第4条 協議会は、協議会の出席者の中から選ばれた者が進行するものとする。

### (報償金)

第5条 市は、協議会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

### (身分)

第6条 協議会の出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第7条 協議会の運営に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、失効する。